

# 土地開発公社所有地 売り払いの一般競争入札を行います



土地開発公社では、一般競争入札(※)により、所有地の売り払いを行います。

入札参加方法および物件の詳細については、町ホームページからダウンロードできる入札説明書をご確認ください。

なお、企画財政課財政係でも入札説明書を配布しています。

※一般競争入札では、入札書を持参または郵送いただき(期限厳守)、一番高い金額を提示した方に物件を売り払います。

面積	予定価格(最低落札価格)
2,068m <sup>2</sup>	625.5坪 <b>16,750,000円</b>

下見会(予約制) 2月**7日土**・**13日金**・**14日土**

いずれも 午前10時～午後3時まで

予約制になりますので、ご希望の方は下見会実施日2日前までに担当までご連絡ください。

なお、物件を確認しなくても申請できますが、物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。



入札申請期間

**2月6日金**～**20日金**  
午後5時まで

入札日

**3月6日金**～**13日金**  
午後5時まで

開札日

**3月17日火**



問い合わせ先 企画財政課財政係 (32) 3112

## 狂犬病予防注射はお済みですか?

狂犬病は、犬と人を含めたすべての哺乳類に感染する病気です。発症すると治療方法がなく100%死亡します。現在、日本では狂犬病の発生はありませんが、中国や東南アジアなど世界では依然として発生しています。日本へ狂犬病が侵入する可能性は常にありますので、飼い犬の登録と狂犬病予防注射は確実に受けさせてください。

狂犬病予防法第5条により、狂犬病予防注射の実施が義務付けられています。違反すると20万円以下の罰金に処されることがありますので、必ず実施しましょう。

御代田町の実施率について(令和7年12月末時点)

82.9%



(昨年度の実施率は、84.6%)

※犬が病気等で注射を受けさせられない場合は、猶予証明書の提出が必要ですので、かかりつけの獣医師に相談してください。

問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114

思わぬ事故に備えて家族みんなで加入しましょう

## 令和8年度 交通災害共済

東北信市町村交通災害共済は、交通事故にあわれた方を救済するための支え合い共済です。

2月上旬に町から各世帯へ送付する「交通災害共済加入のご案内」通知ハガキをご持参の上、所定の金融機関で掛金の納入をしてください。

3月31日までに申し込みをされた方は、4月1日から加入できます。  
どうぞお早めにお申し込みください。



### 共済掛金(年額)

15歳以上 400円

15歳未満は町による公費負担となります(平成23年4月2日以降生まれの方)。

### 共済期間

4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

(※ただし、4月1日以降に申し込みをされた方は、申し込みの翌日から令和9年3月31日まで)

### 掛金納入場所

- 株式会社八十二長野銀行本支店
- 上田信用金庫本支店
- 佐久浅間農業協同組合御代田支所
- 郵便局・ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る)
- 役場会計課(1階1番窓口)

### 【共済見舞金について】

- 交通事故で負傷したときは、早急に最寄りの警察署に届け出いただき、役場総務課窓口(役場2階15番窓口)までお越しください。見舞金請求の書類等をお渡しいたします。
- 見舞金の請求期限は事故発生日から2年以内です。

### 【対象となる事故(原則)】

- 日本国内で発生した事故・自動車(自転車を含む)に関わる事故

### 【共済見舞金】

種別	区分および算定	共済見舞金の額	
死亡見舞金	死亡の場合	200万円	
傷害見舞金	傷害基礎見舞金	2万円	
	入院1日当たり	2千円	
	通院1日当たり	1千円	
障害見舞金	障害者手帳等 (植物症は1級、2級と同等)	1級、2級 3級 4級	100万円 60万円 25万円

1. 入通院をされた場合、傷害基礎見舞金に入通院の金額を加算します。2日以上の入通院が支給対象となります。

2. 傷害見舞金の支給上限は40万円です(障害見舞金との併給可)。

3. 事故が原因で入通院され死亡した場合、最初に傷害見舞金等を受給したときは、死亡見舞金から傷害見舞金等を除いた金額をお支払いします。

4. はり、灸、マッサージなどの健康保険適用外治療は、主治医師の同意書がある場合のみ見舞金をお支払いします。

5. 同じ日に2回以上の診療があっても1回とします。

6. 共済見舞金のほかに、原本に限り、交通事故証明書1,000円、診断書にあっては、2通までを対象に実費(上限5,000円/1通)をお支払いします。診断書料の金額の分かるもの(領収書等)が必要です。

※上記共済見舞金は、令和8年4月1日以降に発生した交通事故について適用されます。

問い合わせ先 総務課行政係 (32) 3111